

「認可保育所在園児の保護者の方へ」 保育所保育料のきょうだい児軽減について

《きょうだい児軽減(多子軽減)について》

※認可保育所入所児童が対象となります。

相模原市では、子育て支援を積極的に進める観点から、同一世帯より2人以上の児童が同時に認可保育所に入所している場合、2人目以降の児童の保育所保育料を軽減しており、2人目を2分の1、3人目以降を無料としております。

また、同一世帯の就学前の児童が、認可保育所以外に次の対象施設等を利用している場合も、軽減の算定対象として人数に含めております。(※年度により対象となる施設の範囲が異なります。)

＜対象施設等＞

認可幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、障害者自立支援法の児童デイサービス、家庭的保育

《手続きについて》

申出書に幼稚園等の在園証明書等必要書類を添え、市に提出してください。申出書は保育所または下記問い合わせ先各課にあります。手続きがお済みでないきょうだい児軽減に該当する方で、すでに保育料を納付されている場合は、申出書等必要書類が提出された後、還付手続きをいたします。

※お兄さんやお姉さんが保育所入所児童である場合は、きょうだい児軽減の届出は必要ありません。

多子軽減の判定対象児童の拡大経過

平成18年度以前

認可保育所入所児童限定

平成19年度

認可幼稚園及び認定こども園
通園児童にも拡充

平成20年度

左記の対象施設等を利用する就
学前の児童にも拡充

平成23年度

家庭的保育入所児童にも拡充

【 お問い合わせ先 】 相模原市役所

○保育料の制度について

・ 保 育 課 Tel 042-769-8340

○書類の提出先・保育料の決定について

・ 緑こども家庭相談課 Tel 042-775-8813

・ 南こども家庭相談課 Tel 042-701-7723

・ 津久井保健福祉課 Tel 042-780-1412

・ 藤野保健福祉課 Tel 042-687-5511

・ 中央こども家庭相談課 Tel 042-769-9267

・ 城山保健福祉課 Tel 042-783-8136

・ 相模湖保健福祉課 Tel 042-684-3216